大明律例譯義

二

ワ保4
6038
14-3

門ワ保
號 6038
卷 14-3

大明律例譯義卷之二目錄

名例律之二

犯罪得累減
以理去官
無官犯罪
除名當差
流囚家屬
常赦所不原
徒流人在道會赦
犯罪存留養親
工樂戶及婦人犯罪
徒流人又犯罪
老小廢疾收贖

犯罪時未老疾
給没贓物
犯罪自首
二罪俱發以重論
犯罪共逃
同僚犯公罪
公事失錯
共犯罪分首從
犯罪事發在逃
親屬相為容隱
吏卒犯死罪
處決叛軍
殺害軍人

在京犯罪軍民
化外人有犯
本條別有罪名
加減罪例
稱乘輿車駕
稱期親祖父母
稱與同罪
稱監臨主守
稱日者以百刻
稱道士女冠
斷罪依新頒律
斷罪無正條
徒流遷徙地方

大明律例譯義巻之二

名例

犯罪得累減

凡一人犯罪（罪とは犯したる者一等を減するなり、累とは重ねて減し行くを言へり）

ハ、凡人犯罪したる時ハ一味にして罪なきものなり、若し人数にて論ずるハ、凡人ハ一等減し、若し人数にて論ずるハ、凡人ハ二等減し、若し官ハ一等減し、官人ハ二等減し、若し一等減し、二等減し、又役所の代官等ハ三等減す、又役所の代官等ハ三等減す、さるに小賄ハ、賄人を故意と罪をゆるし、やはりたるとき、又官人ハ、賄人を故意と罪をゆるし、上一等減し、官人ハ役の首領官ハ、官人ハ役の首領官ハ、不分明にして放し失出なるハ、海しく吏典

ようハ人皆減と首領官ハ六等減と
内官の処吏典一等減とし首領官又ハ減しある
上ゆへ一等減とする人ハ其後二等減と者ハ又
また二等減と者ハ七等減すなり又ハの
事に付ゆへたりしかハ又ハ
咎ある者と罪ありしとする人数ハ
私曲なりしとも一度不の役人ハ罪よりも
重吏典ハ罪にけれとも罪命として罪人へ
乃罪二等減とする人四と事いまし為せ四人
し又一等減しも恩して四等減とする首領官
ハ吏典ハ一等減しも恩して四等減とする
内なりしとも吏典一等減して四等減とする人
ハ上に付一等減しも恩して四等減と

ハ上級の作蔵官ハ六等
官ハ又一等減して七等減とする人ハ
ある者ハ上に付一段減し
以理去官
罪ハ官位を剥ハ
官位を剥ハ

凡任満官人三年ハ一度ハ勤と者ハ九年に二度の考へ
外ハ官ハ物ハ
清代 ハ二度の考へ
沈ハ八位の物ハ
官ハ物ハ
物ハ任ハ

政除人ハ
只今ハ
致仕年ハ
辞退ハ

右ハ新ハ
ハ任ハ
ハ官ハ
ハ官ハ
ハ官

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無官犯罪

無官の者に罪科を行ふ事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

軍官の者なりとも、別らの扶持方減ずべき者
撰せらるべし。

除名當差

使部の職掌の官名を除かれ、賦役免ぜられたる也

凡職官官職の内罪科犯して官位を奪はれ、初て官名を除かれ、
本職に任ずる年を経ざる者、
次に降るる口宣位記を返し、官位階をも除かれ、
罪科犯して刑罰を受ける度牒僧道たる者
教令に依て、或は僧道を停せられ、
小原も軍卒に成たる者、
凡又は流罪に成たる者、
しるのかなる人を指す

流囚家屬

流人の親類をいふ

凡流罪科に成る者の妻妾を必ず伴ふべし。若し
父母祖父母子孫兄弟に子孫の妻は附従て行べし。
人ともなし者心ゝ配所に一家附従て行べ
彩人にし預の通りに若遷徒杖一百にして千里の外
安置されば杖六十にして二千里の外
の親類に成たる者の人の親類に流人
に成たる者死しある時は其の妻は
人別帳に入るべし。配所の
別帳をつくり関所の通を
より外出をしてはならず。
流の通
十悪の内謀反逆叛并毒

[illegible]

常赦所不原

（律式大赦の所除かざる罪）

凡十悪と犯し[illegible]又は人[illegible]財[illegible]又は少を[illegible]死人の棺の内に入れ物[illegible]墓を掘[illegible]

人の財をとり[illegible]枉法[illegible]又は物をとり[illegible]法[illegible]又は[illegible]

毒罪（密通の類）と犯し[illegible]又は悪事[illegible]

[illegible]通[illegible]

人の悪事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かゝるゝ又官配役吏代役代の教に罪代地しなる者の教のたゝみくせぬゝ大教の時ゝ皆く教ゝ也志儀
ゝ除ゝ時ゝの罪ゝ時ゝ今役教免ゝ也しゝ命
ゝ作ゝ出ゝしゝゝふゝゝゝ罪ゝ也ゝ教免ゝ教免ゝ
又ゝ一等二等減ゝ流ゝゝゝ常式のゝ作教
しのゝゝくゝ者ゝ刑ゝ者ゝ教ゝゝ教ゝゝ作ゝ教
ゝゝ法

徒流人在道會赦

徒罪流罪の人配所に行くゝ配所に到ゝ者ゝ道
中大赦に逢ゝ時は配所に到ゝ者ゝ道中
大明の天下になりゝ初めて年也流ゝ
大赦ゝ者ゝ者ゝ赦ゝ

徒罪流罪共ゝ遷徒安置ゝ罪代地しゝ配所ゝ
邪く着ゝ配所ゝ到ゝ者ゝ大赦ゝ遇ゝゝ
罪ゝ免ゝ者ゝ配所ゝ到ゝ日数

行ゝ千里ゝ二十日二ゝ四十日三ゝ五日ゝ
て配所ゝ出ゝゝ若右の国地配所ゝ邪く
道ゝ大赦ゝ遇ゝ者ゝ日数ゝ日数ゝ
ゝ者ゝ日数ゝ配所ゝ
ゝゝ者ゝ日数ゝ日数ゝ
たゝ長の役人ゝ
ゝ日数ゝ邪ゝ
ゝ路ゝ近ゝ
ゝ罪ゝ大赦ゝ
て者ゝ小陸ゝ者ゝ道中ゝ者者
故ゝ帰ゝ者ゝ
ゝゝ

右ゝ赦ゝ人ゝ小配所ゝ到ゝ者ゝ又ゝ十

恩の間小謀反、天下の宗廟又は陵又は宮殿等を焼き破りたる者、謀叛地を以て国に通ずる者、若は造蠱毒、人を殺す又は人をして毒を飲ませ、蠱毒とは人の魂魄を抜き取りて人を害する人の毫髮を以て人を害する者、殺二一家三人之一門、殺二一家三人之一門、殺二一家三人之一門

面白く罪科重き者のみ申付候段ハ後使日記年号あり
後初の通り流罪に申付し後し
史記謀反連坐ハ
死又ハ毒薬をたしらへ
採せ折割人殺一家三人
ゆ流されて流罪
者ハ法の通り流罪
せらるべし
若欽天監天文を
事もたに成就して人の指図ふ
我ひとり立て勤る事
も原されすして流罪
ゆく流罪より
代捕ハ作り
ぬ人杖罪
者ハ
ハ軍
若徒流の罪
ても
條例
一禁裏の役所
物
人の盗
人の窃盗
法を捨奪
吟して工部
殺を
代捕ハ作り
ぬ人杖罪
者ハ
ハ軍
若徒流の罪
ても
條例
一禁裏の役所
物
人の盗
人の窃盗
法を捨奪
吟して工部
殺を

[illegible]流罪より重き罪に[illegible]徒罪流罪より重き罪に[illegible]
[illegible]三十日より二十日より流罪より重き罪に[illegible]
流罪より重き罪に[illegible]毎日勤[illegible]
[illegible]毎日[illegible]
[illegible]笞杖の罪より[illegible]

一 京都諸役所より付[illegible]各色匠役[illegible]
[illegible]民[illegible]
[illegible]雜犯の死罪[illegible]
[illegible]

[illegible]徒流[illegible]
[illegible]毎月[illegible]
[illegible]四年の内毎日[illegible]
笞杖の罪を犯せば力[illegible]

出[illegible]力なり犯者ハ定めの通り[illegible]
[illegible]罪[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]軍人[illegible]
民より出たる者ハ[illegible]
警ハ所[illegible]

一 南京北京の工部より[illegible]附[illegible]諸職人より作頭
[illegible]雜犯の死罪[illegible]
[illegible]
[illegible]

所役をはたすべきこの職人すべてあるべき
者なく罪科申付しかるべきもの也
祀市もし者ハ宰より入れ申べき者也
為忠すべき也杖罪以下と又ハ
徳中の職人の員数をもつて
一大常寺祭祀礼楽の事
の厨役職人若外よりその
才のかぎりを撰べらるべしかるべき人の
たるべきもの事に付て
小もの役者ハ古代より勤仕
寺へ仕るべきの役をするべ
祀すべ又ハ遠孔ハ
孔をつゝ仕べ事
るべく任ぜられ右の
罪科申付べ罪を

徳市申付べ杖ハ定めの数
罪の代りに工部へ遣し
るべ刑ハ科の者ハ
一大常寺光孫寺禁中
諸人内裏へ
者何にハ
禁祀の
会合
又ハ
かるべ
事代
申付
小もの
役者
祀市
徳中
罪科
杖罪
遣し
光孫寺
禁中
裏へ
何にハ
何人
内裏
者何
禁祀

一 楽人雛祀の死罪ふ免ぜられ流罪を申付られ候ハ、無力なる者ら過代より流儀なりと申伝へ候ハ、作半ようなる人と云流派なれハ、徒の通り杖一百ハ拷問ハ、中ハ、拷問ハ、中ハ、拷問ハ、中ハ、

うゑ金銀財宝なりとも何ほどうかゝ新田
将軍たるの威徳を以て攻入るべきなれ
ども今日は何ほどとも云ふ罪の次
第なれば寛明しかるに御所方の御
内にて支配もまた色長も陳ぜしし
後とあるべきなれ勉めさせ申
一元天文生罪を犯せし事は天文の事
誠に恐れ入れ若天文に事ぶ者
かゝる次第なれば者は
乃者なれば有力の者は答杖の罪に処
乃者なれば有力の者は遠代より幾度
度めの勅使或は答杖を撞くべき或
若徒罪流罪に処せば律の通りに先杖一百しか
ばかりの罪を賜はるべし新犯の死罪に処

せは天文盗人不動明王を以て杖百を加へ
を以て勉めさせ大年を
ゝと波しく法度を勉めさせ
軍卒に入れるの先徒杖の罪は杖
て撞くべき仕出徒を賜はるべ
若しもの者は天文生の
三位不の月輪の用之を一を波しこの
不動勉をさるべき若軍より
少なるは者乃通り
一切の盗ゝ罪に先白ゝ
卒小ゝ法者又は天文の
なれば者は天文の
法師の通り徒小

一 凡欽天監の官人、欽天監は天文を司り、何事も徒者、
罪なき人命を殺害するの類、上代思召なきを以て
其罪を赦し、刑罰なき時は、人官の職掌なる
者罰金を運炭夫の類に成し、罪科軽しとして罰金
罪に成る官職とやなく、民となる時は、天文生
の内に於ては、無官の天文学生の勤を役
とする者、又軍卒に成る者、学生
試書を奉り、思召に依て地頭の差出
人天文生より出て外の役所に勤仕したる者は
天文監の官と同様に常式の官職なれども
又は軍士なれば或は民となりて天文生より出る者
なれば、やはり官職なる者也
一 女人若姦罪を犯したる者は姦罪を流罪に
盗をなす者若し家貧にして罪科に当る者を
力なき故に又乗人の妻の婦人なる時は、
なるべき者、杖の罪又は徒流新犯の死罪に犯して杖
一百に罪科する人、犯罪は家有相なりしく遠代の法にて
出産半のなる者又は命婦、又は命婦
正妻は軍人の官職の者の妻たる人、官職
杖一百たる者、新犯を犯めさせ、罪を贖しむるなり

徒流人又犯罪

徒罪流罪を犯したる者は
先ずして又罪を犯したる事
凡徒流の者なる罪を犯したる者、
外国より内又罪科を犯すなり、
なるべき者、又罪科を犯すなり、
ひとしき流人は配所より、別に罪科を犯し、徒罪の

因て数の所より杖わ〻又別に罪を犯せば律の通りに
刑より後のたゞし小犯しある罪ゆゑ若流〻なる
配所ゆゑ又流を犯罪を犯せば流罪より外
に杖ハ定めの通り一百擣〻ゆゑ新制よりおのゝ
の流人〻いちゝ〻遠代より四年の百拘役さるべき
拘役ハ徒罪ゆゑ新制にて徒罪と犯罪を犯せば流罪より外
罪よりたゞ〻又徒罪より犯罪犯せば流罪又杖を
定めの通り擣〻徒の年数ゆゑ新制にてはこれ
らしてし四年ゆゑ若ハ徒させ杖たる人百
徒三年の罪を犯して杖一百にて徒ゆゑ一年の年数
四年又杖一百徒三年より犯罪〻一年の年数
の年数ハ杖ハ杖を犯して徒ゆゑ杖ハ杖にて徒
杖ハ徒ゆゑ合せて六年ゆゑ
若工大工盛人樂戸樂人乃婦人まゝ〻天文生
徒流の罪犯せば常の徒一年のゝ杖六十

一年ゆ杖七十二年杖八十三年杖一百
三流ゆゑに杖一百ゆゑ古の数乃者ハ又徒三流
ゆゑに杖一百して徒〻流〻ゆゑ
犯罪ゆゑ流罪なりゆゑ
人又京〻犯せばゆゑ
なり宣て犯せば咎〻杖乃罪なりて徒乃通に
擣〻すべきゆゑ

條例

一 前方新犯の死罪犯せば遠代より庶人
遠せ罪を綱ゆゑの罪ゆゑ遠代より庶人
ゆゑ遠せ罪ゆゑの内〻又ハ工部〻遠代より
工させゆゑ日数徒ゆゑ又新犯の死罪
と犯せば者ゆゑ新犯の死罪を贖ゆゑハ鈔四十二貫文〻

笞五十に当る者は笞一百の贖銅六貫文を出す
小者たる者は三貫文八の者は二十六貫文納し
もし徒流笞杖の罪犯せば杖罪を白徒流に
杖の分は定めの数有り贖銅を推し杖の分
て法に当る通りに銅入る罪犯贖銅
杖六十徒一年の贖銅十二貫文
贖銅六十文也
杖一百の贖銅六貫文
杖一つに付き
杖百文と納む
但杖一つ
仕り運炭納米等に
三度迄新犯の死罪犯せば奏聞して
一番方徒流の罪犯り
運炭做工
させ罪犯贖銅
番方犯したる徒流

乃罪犯せば
て運炭做工
炭納米
又徒罪犯せば流罪
徒罪犯せば
推し
徒流の流
犯せば
法の
同じ若又笞杖の罪犯せば後の笞杖
杖程
して
ある通り
乃罪犯
新犯の死罪の方に付
番方徒流の罪犯に
運
徒
徒
杖数
徒
徒
徒流の罪犯
笞杖
徒流の流

一 笞杖の罪ハ罰銅おいて運炭納米の事
ハ笞杖の罪を犯すものハ笞百の内五十を減
雜犯の死罪を犯せハ十年の内かけ役笞杖の罪ハ
ハ流ハ流ハ徒ハ雜犯の死罪ハ徒ハ遠代ハ運炭
做工させ申べし若又徒流の罪を犯せハ笞杖の罪ハ
笞杖の罪ハ罰銅ハ刑罰を行ハ
申べ後ハ流ハ徒流の罪の方に付き刑罰を行ハ
ハ笞杖の罪を犯せハ笞杖の罪ハ
又笞杖の罪を犯せハ罰銅ハ
笞杖の罪ハ徒ハ
笞杖の罪ハ徒ハ

一 京師ハ市井方に付て刑罰論ハ前後ハ
ハ尚ハ徒ハ
ハ前の通りハ
なる時ハ
ハ
ハ

[illegible]

老小廃疾収贖

老人と小児と廃疾の者とは犯罪あるとも刑罰小罪は減ぜず重罪は減ぜず

凡年七十以上十歳以下の者又は廃疾の者廃疾とは目盲手足折れたる者又は篤疾の者篤疾とは唖子の一すじ折れたる者又は強物の動をも流罪以上は贖銭銅六斤を出さしむ流罪以上は贖銭銅八斤を出さしむ八十以上十歳以下篤疾の者篤疾とは癩病目盲なる者を云ふ若人殺して死罪に当たる者の罪は減ぜず若人殺して死きを待て審問すべしまた人をして死に致すべき者は奏聞すべし又人をして死に致すべき者は流罪に減ぜず死罪を犯せば流罪に減ぜず又人をして死に致すべき者は流罪に減ぜず死罪を犯せば流罪に減ぜず

親族他人の差別なく流罪以上は贖銅六斤を出さしむ

[illegible]

八十以上七歳以下の者は死罪に当たる者も刑罰を加へざる也若反逆を犯せば功臣の子孫の親族中の七歳以下の人は罪に当たる者は奴婢にすべし若犯すべきことなしかるに若犯すべきことはおのおのの人の罪に当たる者は贖物を

[illegible]償を免じ[illegible]ては[illegible]
若又[illegible]なるしめ[illegible]を贖物とし[illegible]
[illegible]その者より償し[illegible]

條例

一軍官の職の者[illegible]死罪に犯し[illegible]
年七十より上十以下の者又は廃疾の者[illegible]例[illegible]
[illegible]官職[illegible]の者[illegible]若の者は炭[illegible]
[illegible]方にいひ付てすなわち軍より免功を立[illegible]
せられなり

一年七十より上十以下[illegible]
罪に犯して若軍より免[illegible]者を銭[illegible]
なへし軍卒より[illegible]若壮年の者[illegible]
[illegible]古の通りに[illegible]

[illegible]罪より[illegible]七十以上十以下の者[illegible]
[illegible]犯の死罪[illegible]
[illegible]より免[illegible]
[illegible]

一老人小児又は廃疾の者罪を犯して俗[illegible]
代の[illegible]
[illegible]

犯罪時未老疾

罪を犯したる[illegible]七十[illegible]高齢[illegible]
後罪[illegible]
[illegible]時のごとく[illegible]

凡罪に犯[illegible]
[illegible]年[illegible]廃疾[illegible]
[illegible]年老又は廃疾[illegible]

[illegible]は老人[illegible]廣廉の者[illegible]法より[illegible]て論[illegible]
[illegible]八十九の時死罪より[illegible]者は死罪を犯したるに九十よりの法
[illegible]年齢[illegible]犯したるは九十の者は死罪を犯[illegible]
[illegible]罪より[illegible]
なりとさらに[illegible]若又徒罪以犯
[illegible]年老[illegible]年小たりとも[illegible]
[illegible]又罪を犯[illegible]
[illegible]年長成人[illegible]幼少[illegible]若の[illegible]法より
論[illegible]七歳[illegible]死罪を犯したるに八歳より[illegible]
[illegible]年[illegible]者は死罪[illegible]七歳の者は死罪[illegible]
[illegible]法より[illegible]
[illegible]十一歳の時年齢[illegible]又十歳の
[illegible]年と論[illegible]
思[illegible]

給没贓物

給没とは[illegible]贓は金銀財宝
乃書[illegible]私[illegible]贓物乃事なり通
物[illegible]私[illegible]又云俗[illegible]

人の[illegible]物[illegible]論[illegible]

（[illegible]）[illegible]彼此俱罪[illegible]贓物[illegible]
云俗（[illegible]）禁制[illegible]物[illegible]
[illegible]又云俗（[illegible]）[illegible]
[illegible]論[illegible]
若罪[illegible]犯し家財[illegible]
書之儀[illegible]云俗（[illegible]）大赦[illegible]
[illegible]犯[illegible]
家財[illegible]云俗（[illegible]）[illegible]
若家財[illegible]科罰籍没[illegible]
[illegible]
[illegible]謀反逆叛[illegible]
[illegible]
[illegible]
儀（[illegible]）[illegible]

さる時は公儀へ訴へ出る者なしとて殺害してもよろしけれ
ども若盗人の家内の者公儀へ訴へ出る者あるときは
盗人殺害致候節は盗人殺害致し候ハゝ其殺害致し
若強盗致候ハゝ又ハ金銀財宝を奪ひ強盗致候節
法度相守る者其者領主代官へ訴出るつゝ罪よハ
者うたがはしき賊物その者は官府ハ公儀へ
一し私の物なれども盗人死し物の通りに相渡
なれども其者盗人死し物の通りに相渡
あやまりなれ賊物代估を立てはらはせ
はるべきもの正直なるもの
又ハ番の中個人の正直なるもの
はるべきものなり罪をさしたる人代やとい雇工銭
やとい代はらはせ一人一日の代銭六十文と定し

牛馬駝馬の贏馬の驢馬の長さ車軸磨俗称する所磨
うなり店舗舎人の敷地物と借の主なる賃銭と
はるべく罪ふ物はし時の正直なるべし
ひと定し代借賃を代はらはせ
値段をくハせはらはせ
ぬもの代はらはせ
ぬもの代はらはせ
ぬもの代は

條例

一 京都國ゟ差下し候相対済令に付候間札之儀（遠慮）無き物様ゟ借受候ハ百日ゟ上ハ五十叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）おさしるゟ五十叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）百日ゟ上ハ五十叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）百日ゟ上ハ笞（入墨）百叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）

一 人の物を盗ミ候ハ百叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）

又賄賂ハ受ル者ハ百叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）

者を罪を犯ス者を笞（入墨）

一 人の物を盗ミ候ハ百叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）

又賄賂ハ受ル者ハ百叩ゟ百叩迄之者を笞（入墨）

者を罪を犯ス者を笞（入墨）

又親族なりといふとも人を殺さんと謀りて人を害し
右の贓物を出だすに依て若後人用捨すべ
外のものをやとして代りに年〻入番又は強て延引して
年月経のち命財を失ひ人を害ずること
いと多敬光の教なり
一軍官（指揮千戸百戸の官）軍人（平士若工役）入番又は
或は知るべかりしを贓物の源を問ずして
物の人数年〻入番怪しきを捕へ
すべきなりしかば年の上を落涙
又殘酷と謂べき罪を強て
いと仕ちかの事なり軍官は
なるべきの贓物の人の物を切取て

贓物のうちを知べく不法なるを或は官より入又は
知るべかりし

犯罪自首

自首は新令の方より出べく白状をもて罪決犯となるの
犯罪年わるくしたる間より方より工役の四年わり
自首出首代首と不
進首との四つわり

凡罪を犯し〻のち犯の事露顕せざる間より方
より罪の決者自首をもとめ罪決免とす贓物
のものは本主に返給すべし物とも
なるべきは本人に返給すべし
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ
なるべきは本人の家へ返給すべ

拔の犯しあり事状明白なる時は其の
事状自首なる時と同じくこれを論じ
て事を方法に自首したるなる
事は明らかに罪を減ずべきの代りに
あるべき犯したる者は
少しく咎人とかわりてしかも伝授
親を親殺すると一変に所
てなれども犯したる者は
右の親殺を論人すべきもの
犯したる者は一等減じ
の罪を行なわんとおもいて
よりおのれ人をおもいて罪を
て実行いまだ及ばざる又は白状
ずるの類の罪を行なわ
ずるの類は咎を行なわ
ずるの類は咎を行なわ
ずるの類は死罪を行なわ

犯したる者は一等減じ
法盜の罪を行なわ
又は三十貫の罪を行なわ
ずるの類は十貫の罪を行なわ
ずるの類は十貫の罪を行なわ
ずるの類は二十貫の罪を行なわ
ずるの類は二十貫の罪を行なわ
ずるの類は二

自首したるものは人より病をおこせ
ある者又は物ぬすみ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一強盗を打ハしく書さるとも其の親族と白状して
云後に出あるを打ごとく此時を逃しるを共人数十
人とハなり強盗を為すもの数度に及ぶ一度しなるとも
ひとしき者の罪をさしるを又ハ等閑減する
律法考へくるもしくハ強盗ハ人数十人
ハ多く強盗をなす事にて度々なるに千万人
なるを附近近隣の働所より数しく軍卒を発して親
族宵の指図なりかの親族なるとハ雖も衛門より役
して軍卒より親族の所へ強盗よりなる又窃
盗等なるを親族の所へ強盗より又窃
首をなる律よりハ強盗ハ親族代りとも
何ら罪ハ科なるとハ不同也

一窃盗ハ有る者自分より出る白状するけるとなりて
実なるを又白状ハ又ハ外より訴人ありて事を糺
もて出たる親人の言ハ
ハ律よりハ何ら罪ハ科なるとハ
一強盗を為す者人の金を
を又ハ火を付て人の家屋を焼かるとなる
き罪なるとなるとハ
罪をなるとハ
平金にて死なる者を元来強盗ハ
科人者なるとも限ハ自首
の死徒なるの鎗刀をなるとなりて人を
律ハ
人なるき此金を

焼失せし者は律よりは一倍を減じ若しくは徒罪に処せしかと雖も其の物品を盗みて故意に火を放ちたる者は雑犯律の火を放ちて人を焼くの例に準じ杖一百徒三年の方に処する也

二罪俱発以重論

二件の罪一度に発顕したるときは其の内の重きを以て論ずる也

凡二罪以上発覚し一度に発顕したる時は其の内重き者を以て罪を定む若し罪を犯すこと一度にして其の内一件の罪を犯すこと二度にして其の内一件の罪を犯すこと二度にして其の内一件の罪を犯すこと三度にして其の内一件の罪を犯すこと四度にして其の内一件の罪を犯すこと五度にして其の内一件の罪を犯すこと六度にして其の内一件の罪を犯すこと七度にして其の内一件の罪を犯すこと八度にして其の内一件の罪を犯すこと九度にして其の内一件の罪を犯すこと十度にして其の内一件の罪を犯すこと十一度にして其の内一件の罪を犯すこと十二度にして其の内一件の罪を犯すこと十三度にして其の内一件の罪を犯すこと十四度にして其の内一件の罪を犯すこと十五度にして其の内一件の罪を犯すこと十六度にして其の内一件の罪を犯すこと十七度にして其の内一件の罪を犯すこと十八度にして其の内一件の罪を犯すこと十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二十度にして其の内一件の罪を犯すこと二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三十度にして其の内一件の罪を犯すこと三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四十度にして其の内一件の罪を犯すこと四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五十度にして其の内一件の罪を犯すこと五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六十度にして其の内一件の罪を犯すこと六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと七十度にして其の内一件の罪を犯すこと七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと八十度にして其の内一件の罪を犯すこと八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと九十度にして其の内一件の罪を犯すこと九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百度にして其の内一件の罪を犯すこと百一度にして其の内一件の罪を犯すこと百二度にして其の内一件の罪を犯すこと百三度にして其の内一件の罪を犯すこと百四度にして其の内一件の罪を犯すこと百五度にして其の内一件の罪を犯すこと百六度にして其の内一件の罪を犯すこと百七度にして其の内一件の罪を犯すこと百八度にして其の内一件の罪を犯すこと百九度にして其の内一件の罪を犯すこと百十度にして其の内一件の罪を犯すこと百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百度にして其の内一件の罪を犯すこと二百一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと二百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百度にして其の内一件の罪を犯すこと三百一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと三百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百度にして其の内一件の罪を犯すこと四百一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと四百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百度にして其の内一件の罪を犯すこと五百一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと五百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百度にして其の内一件の罪を犯すこと六百一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百四十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百五十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百六十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百七十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百八十九度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十一度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十二度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十三度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十四度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十五度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十六度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十七度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十八度にして其の内一件の罪を犯すこと六百九十九度にして其の内一件の罪を犯すこと七百度にして其の内一件の罪を犯すこと七百一度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四度にして其の内一件の罪を犯すこと七百五度にして其の内一件の罪を犯すこと七百六度にして其の内一件の罪を犯すこと七百七度にして其の内一件の罪を犯すこと七百八度にして其の内一件の罪を犯すこと七百九度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十一度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十二度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十三度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十四度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十五度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十六度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十七度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十八度にして其の内一件の罪を犯すこと七百十九度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十一度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十二度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十三度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十四度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十五度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十六度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十七度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十八度にして其の内一件の罪を犯すこと七百二十九度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十一度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十二度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十三度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十四度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十五度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十六度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十七度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十八度にして其の内一件の罪を犯すこと七百三十九度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十一度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十二度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十三度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十四度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十五度にして其の内一件の罪を犯すこと七百四十六度にして其の内一件の罪を犯すこと七

杖一百流三千の中に方よりすもとく人官
刺字罪止とりく年ハのこさん行今

犯罪共逃

同しく罪を犯者やうと罪露顕する時
同数ともいい合せく逃かくれおのく逃かくれ者の罪とも

凡罪を犯したる者同しく中に逃かくれたる内罪かろきもの外の市犯罪人と云ふ（以て重き罪の次）
共を白状する者ハ流罪の犯人死罪の者とも
同一人にて共を白状して云ふ（共重き罪と白状）
すれとも又他の罪と教唆せ（他人に教唆する）
無之者ハ二人なり共教唆者ハ二人なり
ハ連累して罪を免ル
刑罰ハ死
連累者ハ流罪の犯人
ハ人自首をなす又ハ大赦
阪の思召に罪の等減
減とる又ハ贖銅を納て罪

を減ずる時ハ他の連累したる者とも人と同
中に或ハ全く除し或ハ等減し贖を納させ
ハ連累する云ふ人ハ連累
法度ハ
又ハ共
又ハ
又ハ
又ハ

[illegible]文吏典[illegible]一等減し首領官[illegible]司勘定歴昭磨検校都事[illegible]孔目吏目なる官[illegible]吏典[illegible]
[illegible]一等減し佐貳官[illegible]又首領官[illegible]佐貳官[illegible]左右侍所副使少卿参政参議[illegible]
[illegible]長官[illegible]代る者[illegible]長官[illegible]一級別の[illegible]又佐貳官[illegible]一等
減して罪[illegible]若右四等[illegible]官[illegible]同いつ[illegible]
[illegible]古[illegible]四等の官[illegible]
[illegible]等減し罪[illegible]
[illegible]衛門[illegible]或[illegible]三等[illegible]二等[illegible]
[illegible]官の上[illegible]一等[illegible]減す[illegible]若同級の同一人
私曲[illegible]人の[illegible]
[illegible]物[illegible]
[illegible]若[illegible]
[illegible]同級の[illegible]

て海[illegible]私曲[illegible]人の罪[illegible]罪[illegible]
故[illegible]人罪[illegible]
[illegible]同級の[illegible]
[illegible]右の[illegible]
[illegible]罪[illegible]
若[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]上司の人[illegible]
[illegible]人[illegible]罪二
[illegible]上司の級[illegible]人[illegible]
等減[illegible]
[illegible]二等減[illegible]若上司[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]上司の級[illegible]罪[illegible]
[illegible]上[illegible]

通ずる吏典、首うして、徒ゐに等級減じ、この罪より軽
き者、たとへば布政司の文書に印判をおさへ、官印を用ゐざるを以て布政
司の吏典は杖一百、首領官は二等減じて杖八十、佐貳官は杖七十、長
官は杖六十とす。もし吏典、首うして三等減じ、杖七十、首領官は
杖六十、佐貳官は笞五十、長官は笞四十とす。府の役人
も、吏典、首うして三等減じ、杖七十、首領官は
杖六十、佐貳官は笞五十、長官は笞四十とす。

公事失錯

凡公用の事に於て、故意にあらざるを失錯と為す。

凡公事に於て、故意にあらざるを失錯と為す。
公用の事に於て、故意にあらざるを失錯と為す。
もし人罪に入るべきの事、失錯して人罪に入るべきの事、
もしくは罪を減じ、もしくは罪を免ずべきの事、
もしくは罪を加へ、もしくは罪を重ずべきの事、
もしくは罪を定むべきの事、
もしくは罪を決すべきの事、
もしくは罪を免ずべきの事、
もしくは罪を赦すべきの事、
もしくは罪を赦すべきの事、
もしくは罪を赦す

減ずべきなり

共犯罪分首從

人数多き共犯にして首從を分ちがたき罪を犯すの者とは人数多き共犯にして首從を分ちがたき罪を犯すの者とは一味同心して附從なる者なり

人数多き共犯にして罪状たがいたるものの内の事状たがいたるものの者を首とし其の他の者を從とし首從を分ちがたき人とは法の通りに罪をおこなう人数一味同心して附從なる者

一門親族にして罪を犯したる者は其の親族の内より一人宥恕の者を以て罪を行なわしめたる者なりとは雖ども其の者は年八十より上の者又は篤疾の者なりとは雖ども其の者は篤疾の者なり

同じく思事を為すの内の分らざる者は其の人の兄弟姪孫等一味同心して思事をなすとは兄一人を罪を行なわしめ

なりとは罪を行なわしめたる者なりとは雖ども其の人の親族なりとは雖ども其の人の親族なりとは雖ども其の人の親族

[illegible]

[illegible]

犯罪事發在逃

罪犯犯罪事發逃亡

二人同〻罪犯犯罪事發逃亡一人ハ加減ス[illegible]

[illegible]

[illegible]

凡同居する者、[illegible]（他国より生じ来る人を[illegible]）
親類[illegible]
[illegible]
[illegible]

兵士・庠舎人の死罪を行ふ人命を絶つの
所役の官罪状の旨趣を示し明白なる証
拠なれば上司小中し遠流に及ぶ律の通りに斬
さしめ者は斬し後に命令を若は笞杖にして
もつて罰すべき旨を書き添へて上司
小縣の上司は州府の上司は道に申達し刑部に通
府の上司は布政司に申達して刑部に奏聞して
決定を待つべしとなり

処決叛軍

敵に一味せんとする者
と刑部に訴へ出る者

凡外国境に番兵のために設けおく城塞なる軍人
若他国に一味せんとする又は間諜をすれば
その人を護送する官人は捕へ縛して引出し
令旨を上申し刑部に明白なる証拠を
まつ委細に解明をなし斬に其者を罪する時は一人白状
せば其時都指揮使司へ移文し移文を受た都
指揮司より官人を遣わし件の旨を示し
遣わすべし件の旨を失しては
よりて付き沙汰をなすべし
乃軍事を掌る役所に申達して
もつて若干を度に布政司府の上司
より又一国に立合の旨を
夫々陳相対し軍法に
とくに傷をなすべ
し遣し旨趣をもつて
古の通りの事
法を定む

殺害軍人

軍人をこころに
罪をとがめ

殺害の軍人は古別の事あり法を定む

想して軍人を犯す者は其罪に依り罪を行ひ
やうのものとし律の通用とさはらしめ
しうることなる人のかたへ二男の家乃二男の
二男のかたへ人数に入れて軍と云へし

條例

一 總旗小旗の人謀殺するもの殺すもの謀て殺すもの故殺する者あるいはてうちたるものの死罪に行
いうことあり ちなく總旗小旗の職役に入りしかるに
人の想願のかの乃男子に成て若その家に初め
作計の男子なかりしは犯人の親の年壮なるものとし
こうく軍卒に充て總旗小旗に成せらるべし

在京犯罪軍民

京都なる諸司の軍人民人の
名なる諸司の軍人民人の

想して在京の軍人民人若杖八十より上乃罪犯かの
したるもの其軍人なりしは外の衛所に属し民人も
別の所に属し民なりしかるべし

化外人有犯

夷狄の人を化外人と云ふ
夷狄の人を化外人と云ふ

夷狄の人乃中より来り犯罪せは中国の人同様に
律の通用たさしめて市くも沙汰

本條別有罪名

律のなかの罪の名目名例よりのせて別に立なるべし

律乃なかの罪乃名目名例律よりのせたるもの
同じかるべしてちうしかるべけれ律のなかのよりさは
くの通たるべし名例律共犯罪多首從の條りは教唆の人罪を
犯したるものは造意を首とし一味したるものを從と
して一等を減する律のなかの人わるものを人をそそ
ろかす者を市に人を市に罪よい

[illegible]造意の者[illegible]八等を
減[illegible]に附敵律より随[illegible]罪より[illegible]
若し條[illegible]のせ[illegible]罪[illegible]若見[illegible]
[illegible]方が重き[illegible]八[illegible]
[illegible]
[illegible]規避に[illegible]
[illegible]
[illegible]

如へとたとへは我のあつかりなる倉庫の殘糧をぬすみけるに二十文貫なるは杖一百流三年四十貫なるは斬ちなしはけ三十九貫者九十文なるは二十文貫の罪のごとくなるは四十貫の物をなしたるは罪きわまりなるは罪より移し數と又加罪とし流罪きわまりなるは死罪より移し死罪きわまりなるは流罪より上へ加へと流罪より上一等を加へ死罪に入りたる者は明文なきは古例その文なけれは流罪より上へ加ふる法はなきなり

條例

一南京北京より立てる法司刑部都察院大理寺の三法司并に鎮衣衛ホ者御史毎年熱暑の時暑熱のはなはだしく牢獄より囚人病死するなり北京にて八命令の下る日より始うて六月内終きるまでは止し南京にては暑熱きわまりなく文武到来の日を始うて二箇月より六十日と暑熱の日数とし外國にあるは大年暑熱の節第一度は一度冷水にて洗ひ罪人と共に罪人の内にて牢獄に入れて恤刑官天子の命をうけて罪人を審問する國境に入る日より始うて國境を出る日まで審問の終るまの日は新犯の死罪犯者徒の年に准しなる者は一年に減じ徒役四年なる者は徒罪杖罪なる者は笞罪なる者は赦免せしいはゆる天子の恩赦の通りに施行なり

稱乘輿車駕

律に天子の事を乘輿といふ車駕といふ

恐して律に乘輿といふは車駕といふは御といふは太皇太后天子の祖母の皇太后天子の母の皇后天子の妻なるの事をいふなり乘輿服御の物をぬすみしは右三皇の服御の物をぬすみしと同し罪に移し制とし言葉の制と同は二等を減して同し年に

たとへば式律に制書と奉したりしのち杖一百宮たるみの令なたり若し又同しこゝろの類

稱期親祖父母

律に期親といひ一年と朝年十二月の喪とをきる親類ハ祖父母といへり外戚父母伯叔父母兄弟姉妹の喪をきる親類ハ曾祖父母高祖父母の喪をきる親類ハ

律に朝親といひ一年と朝年十二月の喪とをきる親類ハ祖父母といへり外戚父母伯叔父母兄弟姉妹の喪をきる親類ハ曾祖父母高祖父母の喪をきる親類ハ

稱共同罪

律に罪を同するもの共同罪といひ

共同罪といひ数人と同し罪に罪科ハ

共同罪といひ数人と同し罪に罪科ハ

男女ともにかゝる類ハ罪を犯しても罪を犯しても罪ハ

男女ともにかゝる類ハ罪を犯しても罪ハ

稱共同罪

律に罪を同するもの共同罪といひ

共同罪といひ数人と同し罪に罪科ハ

共同罪といひ数人と同し罪に罪科ハ

共同罪といひ数人と同し罪に罪科ハ

律ニ准ジ杖法論ニ准ジ盗論ニ准ジ流ヲ以テ罪ヲ減ジ
徒罪ヨリ以テ下ハ笞ニ至ル人ニ対シ故罪ヲ
以テ人ヲ殺サントシタルトキハ死罪ヨリ減ジ杖一百流
三千里ノ罪ヨリ減ジ刺字ヲ加ヘサル事式
又以テ杖法論又ハ以テ盗論ヲ云フ歟ハ笞ヨリ事式
ナリタル者ト同ジ事ヨリ減ジ刺字ヲ加ヘサル刺字ヲ
以テ人ヲ殺斬ニスルトハ殺斬ヲ免角ヲ徒
ノ通ヲ以テ論ジ流罪ヨリ減ジ徒罪ヨリ減ジ也

條例

一人ノ財物ヲ奪ヒ傷ヲ負ハセタルトキハ罪同ジ逃シテ
捕ヘサル犯人ト同ジ中ニ犯人凌遲ヲ免ルヽ
ヒトシ犯人ヲ捕ヘサル者ハ

下（略）遠島に処し、其他の諸役人、処刑
相当とする類役の者は監臨と云、一級下の処分とし
其他の地又は百姓共支配致候事の外、川除堀普請の事
乃至年貢徴候の事、川除堀普請の事
なるべきもの、其他人夫を使ふ向、南部
支配致候監臨とは、なるべし、主守と云ものは其事
に当る役向のみを以て、役所の帳面書類の事を
掌かけ、其吏典、倉庫とは別に又は宰領の
因て、雑用等に当る役人、庫子、斗級、攢
概して、苦役人の類を主守と云
其人なるべし、中より下役とも、なるべし、
なりたると上司より、命令を受けて、
つまり又は因徒、畜産を
拯して律に一日と云は、昼夜百刻を定め、百刻の数は
定むる一日とは、たとへば寅の上刻、卯の上刻、
と云、二十日の内に対手なし、卯の刻、
分日午の上刻の事なり、午の上刻、
二十日の内に死、午の上刻、
二十日の巳の下刻に死、
人数やとは、
定む一年とは、
とは、
て、

なりて下役とも、
とは、

稱日者以百刻
律に一日と称するは、
とは、

拯して律に一日と云は、昼夜百刻を定め、百刻の数は
定むる一日とは、たとへば寅の上刻、卯の上刻、
と云、二十日の内に対手なし、卯の刻、
分日午の上刻の事なり、午の上刻、
二十日の内に死、午の上刻、
二十日の巳の下刻に死、
人数やとは、
定む一年とは、
とは、
て、

[illegible]人の中よりはかまをとりたる者は人別帳よりのせて行う事とかくなの事と定じ律より畏しを行うはこの人[illegible]法なりとて法なりとて二人[illegible]

稱道士女冠

道士は老子流れて仙術を学ぶ者女冠は女道士也
律にはただ道士女冠とばかりの事なり

惣して律の内に道士女冠とばかりいえる出家をいうなり事わり道士女冠ことばかりの名を用いる傳とは[illegible]

師匠は在家の伯叔父母なり[illegible]律の弟子は兄弟のみ
[illegible]若罪わるければ生家の伯叔父母兄弟子[illegible]
[illegible]事なりとて[illegible]

斷罪依新頒律

律ふるく罪を定る新規より作出さるる律より[illegible]

拵しその律を上ゆる法なり人(作出さるる白後世道[illegible]
[illegible]と新受律を作出さるる日より始まる(前方罪を犯したるとも[illegible]
ある律小拵[illegible]前方の律をもて罪を定
むべきなり

斷罪無正條

律よりのちの箇條はかきあつめこの愚民のすべき事ハ
窮まりなく文武罪よりて律小箇條わ[illegible]
[illegible]

大明律又ハ大明令よりもせの[illegible]
事あるべしとも罪を定ずるとき事し
[illegible]ハ外の律を引き比附して比附ハ[illegible]
相似[illegible]
[illegible]

[illegible]城門の鎖鑰を印信夜巡銅牌を用ひ[illegible]
[illegible]印信銅牌[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

徒流遷徙地方

徒罪流罪遷徙よりする人員[illegible]

徒罪の者役所よりそれぞれ徒役[illegible]徒
[illegible]年数とんでもいつまでも地所より到[illegible]
始めて[illegible]日数をかぞへ[illegible]塩焼場へ
遣す者は毎日小塩二斤[illegible]

[illegible]者は毎日鹽二斤[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
北京南京より所[illegible]府州縣より附[illegible]
江南[illegible]山東の塩場より遣す
江北[illegible]河間の塩場へ遣す
福建の布政司の府[illegible]西淮の塩場へ遣す
浙江の布政司の府[illegible]山東[illegible]塩場へ遣す
江西の布政司の府[illegible]恭安茱萸[illegible]
[illegible]
湖廣布政司の府[illegible]廣東海北の塩場へ遣す
河南布政司の府[illegible]浙東の塩場へ遣す
山東の布政司の府[illegible]浙東の塩場へ遣す

山西の布政司の府のうちは輩昌の鉄冶（造）と
北平の布政司の府のうちは平陽の鉄冶（造す）
陝西の布政司の府のうちは大寧衛の塩井（出す）
廣西の布政司の府のうちは西淮の塩場（造す）
廣東の布政司の府のうちは浙西の塩場（造す）
海北海南の府のうちは進賢新喩の鉄冶（出す）
四川布政司の府のうちは黄梅興國の鉄冶（造す）
流は二千里二千五百里に至るまで流す
毎年遠近に応じて物を出す
穀しらべ又は海を通じ別縣（造）
北京南京の中に所しる府のうち陝西（流す）
福建布政司の府のうちは山東北平に流す
浙江布政司府のうちは山東北平に流す

江西布政司府のうちは廣西に流す
湖廣布政司府のうちは山東に流す
河南布政司府のうちは福建に流す
山東布政司府のうちは福建に流す
山西布政司府のうちは福建に流す
北平布政司府のうちは福建に流す
陝西布政司府のうちは福建に流す
廣西布政司府のうちは廣東に流す
廣東布政司府のうちは福建に流す
四川布政司府のうちは廣西に流す
色々に色色衛所（造）して軍に充てる
のうちに入れる
南京北京に所しる府列りて江南のうちは定遼都

指揮使司北平都指揮使司ノ支配ニ属シ永平衛山西都指揮使司ノ支配ニ属シ蘭州衛河州衛ニ發ス
江北ハ廣東都指揮使司ノ支配ニ属シ海南衛西川都指揮使司ノ支配ニ属シ貴州衛雅州千戸所ニ發ス
福建布政司ノ府州ハ北平都指揮使司ノ支配ニ属シ永平衛小旗ニ発ス
浙江布政司府州ハ定遼都指揮使司ニ発ス
江西布政司府州ハ山西都指揮使司ニ発ス
湖廣布政司府州ハ山西都指揮使司ニ発ス
河南布政司府州ハ廣西都指揮使司ノ支配ニ属シ
南寧衛ニ平千戸所ニ發ス
山東布政司府州ハ廣東都指揮使司ノ支配ニ属シ
海南衛ニ發ス

山西布政司府州ハ廣東都指揮使司ノ支配ニ属シ
海南衛ニ發ス
北平布政司府州ハ廣西都指揮使司ノ支配ニ属シ
南寧衛ニ平千戸所ニ發ス
陝西布政司府州ハ廣西都指揮使司ノ支配ニ属シ
南寧衛ニ平千戸所小旗ニ發ス
廣西布政司府州ハ陝西都指揮使司ノ支配ニ属シ
蘭州衛河州衛小旗ニ発ス
廣東布政司府州ハ山西行指揮使司ニ発ス
四川布政司府州ハ廣西都指揮使司ノ支配ニ属シ
南寧衛ニ平千戸所ニ發ス

條例

一 罪犯吟味シテ軍ニ充ル者ハ在京ニテハ兵部

しむ遣し、兵部省より衛府を撰じ外国へあては巡検
四月分の事なりしは巡検の方法はなるべき先の
衛府撰定し巡検同じ月分より巡検は毎年
巡検は毎年三年に一度つゝ為ること
なりしは巡検より衛府定し知府知列の官員月分より罷
然同きに為く軍に充る者は巡検あり所は巡検中迄
し巡検なれ不ら巡検より遣たき所を定め為遣し
巡検巡検あるべき方へ中はゝ巡検
巡検の衛府撰定めく遣しを年限ゆるたいつもし白状
事なりきめなく兵部へひつゝてもらしゆに
と口外へ出しやうく民ますべきものなりしは者を戸籍
民の事は戸籍の為なるべつゝ為りて法をもつて
て遣しやうにしを為し
一悪しく軍に充又は中国の人を地方へ出やうく

民をもつて地方の人を戸籍をもこれを撰じ其他の
枝又は教先しを家代書をあるべき者を撰
撰の者を随く一度は住居をやしをの親
新は外の者を為の為撰く年貢為納めさせ賦役
と勤めさせ為にしを為の者
者なるべき過剰を生ずなるは至極のもを
撰の者極に居るなるもは遣しく地不なれ必
変にるの過ぎに撰撰く永く変尺為納さしを
若極過へ遣しへ二年の撰なるは二ヶ里
より意地不へ不遣なく活の為と一二月程撰
撰なるし撰れ上なるべき及日撰地撰の所へ中なる撰
撰なく口外へ中国人を地遣し民となるべきものの
者原なる口外の民なるなるべき民なるもの

格色の制度（造り色）古乃軍より充ひと民とに
よ二種の罪人一人たるに人数多くなりて首領を
つけて罪より行へし者の者たるに若干例より首領
らもと別に若別に例の通りに首領として
罪より行へ色とも行なり
一永遠軍に充ひ者（子孫代々軍の）又ハ類近人の親類の流さ
れて者上の別段乃思ひより軍に充へき者ハ
地の刑死されたる人にして子孫の内より
せて軍より充るも若の子孫なりしもの
少年にて軍に充れ事なき若しき牢獄にて
養生せしめ高死せしは親類勾当軍
より充る事なり若し死刑の死罪
ゆるして軍に充ひ者ハ衛所より直に軍卒の伍に

なりて以後出生せし子孫ハ流罪にな
らぬよう出生して始つて子孫を勾当
流つきの軍にしたるさに萬暦十三年の新例
乃別段始まりて軍より勾当
軍より充たる者ハ新例前乃罪なる者を通りに
て格色にて出生を新例より軍伍を
してゆくと上（下）ハ出生ハ色にて
雑犯乃死罪者に従罪流罪者乃者人例の通り軍
小充ひ者と乃口外へ出
も当人一代ハ民とする子孫ハ勾当
とする事なく民とする子孫勾当して流を
一抵して軍より充ひ中国人別帳の外より
なる民とする若の者軍衛支配の者なり

軍衛より人成吟味し指添てたゝ遣とあるの
犯人親王府の軍人校尉なりの類なりし八王府護衛
司（王府守護役所）より人成吟味して附〻遣とあり若
此の府より護衛官なりしなれば王府長史司（王府の家）
老乃至遣とあり人の親類又は人のおしゝ王
府の人役所の内あるゝ殺して指添たゝ老
とあるに成ては五年とあり殺人の世話よりハ
色々成若相宿者あり任吟味如く流罪より外
為なく人の親類なれば又王府より人あるゝて人と
附〻おゝ殺るゝ者なれば五年とあり
あるゝ殺人の乃至遣てあるゝ簡者や
うに成

大明律例譯義巻之二終